

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

白井松器械株式会社

期間：令和6年8月21日～令和6年9月20日（1ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

白井松器械株式会社は、令和5年3月、粉飾した決算報告書を銀行に提出し、最大5億円の融資を受ける契約を結んだなどとして、元社長等2名が、詐欺の容疑で令和6年5月30日に大阪府警に逮捕された。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。